



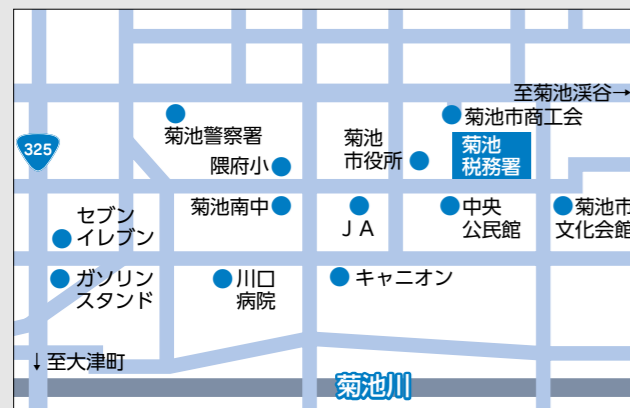
菊池税務署から

菊池税務署(自動音声案内)
☎ 0968(25)2121

税務署の申告日程

日時	場所	申告内容
2月16日(木)～ 3月15日(水) (土・日曜日を除く) 午前9時～午後4時	菊池税務署 〒861-1393 菊池市隈府 874番地1	全ての所得税 申告 個人事業主の 消費税

菊池税務署



公的年金収入がある人の確定申告

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要はありません。

ただし、この場合でも、

- ① 所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- ② 住民税の申告が必要な場合があります。

自宅からネットが便利「申告・納税 e-Tax」

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」では、インターネットを利用して、次の申請・届け出ができます。

- ① 所得税、復興特別所得税、法人税・地方法人税、復興特別法人税、贈与税、消費税、地方消費税、酒税、印紙税の申告
- ② 全ての国税の納税
- ③ 納税証明書の交付請求、法定調書の提出などの申請・届け出など

電子署名を必要としない納税、メッセージボックスの確認、利用者情報の登録・確認・変更などは、スマートフォンでも利用できます。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。



日時・場所

期日	受付地区		場所
	午前 9時～11時	午後 1時～4時	
2月16日(木)	川久保・下原	津留・大堀木	役場2階 大会議室
2月17日(金)	曲手・辛川	井口・道明	
2月20日(月)	あさひヶ丘・津久礼ヶ丘	上津久礼	
2月21日(火)	宮ノ上・ひばりヶ丘	下津久礼	
2月22日(水)	緑ヶ丘	緑陽台	
2月23日(木)	入道水・柳水・馬場		
2月24日(金)	鉄砲小路・長塚	新町・南方	東部町民 センター
2月27日(月)	中尾・光団地・駅前・古閑原		
2月28日(火)	中代		
3月1日(水)	上中代・出分	戸次・馬場楠	光の森 町民 センター
3月2日(木)	光の森1町内～7町内		
3月3日(金)	武蔵ヶ丘1町内～4町内		
3月6日(月)	武蔵ヶ丘5町内～8町内		
3月7日(火)	八久保・南八久保・にじの森		
3月8日(水)	花立・南花立・向陽台		
3月9日(木)	三里木・三里木北		三里木 町民 センター
3月10日(金)	新山・北新山・境の松		
3月13日(月)	杉並台・青葉台・新成		
3月14日(火)	東ヶ丘・沖野		

※混雑を避けるため、できるだけ地区ごとの受付日(午前・午後)に申告してください。

確定申告書の第二表「住民税に関する事項」

これは住民税を課税する上で重要な項目です。次に当てはまる人は必ず記入をお願いします。

- 16歳未満の扶養親族がいる人
- 別居の控除対象配偶者・扶養親族がいる人
- 配当所得や株式等譲渡所得があり、住民税が源泉徴収されている人
- 住民税の寄付金税額控除を受ける人
- 給与・公的年金などに係る所得とそれ以外の所得がある人
- (日本国内に)非居住の期間があり、その期間に生じた国内源泉所得がある人

申告に必要な障害者控除対象者認定の申請

65歳以上の要介護認定者は、介護保険課交付の「障害者控除対象者認定書」で障害者控除を受けられます(身体障害者手帳などで控除を受ける人は当てはまりません)。対象者には介護保険課で「障害者控除対象者認定書」を発行しています。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508



所得税・住民税の申告は、住民税や国民健康保険税の算出に必要です。申告しなかった場合、国民健康保険税の軽減措置が受けられなかったり、各種証明書などの発行ができなかったりすることがありますので、忘れずに申告してください。

住民税申告 税務課 住民税係
確定申告 菊池税務署 ☎0968(25)2121(自動音声案内)
☎(232)4911

2月16日(木)～3月15日(水) 確定申告・住民税の申告

菊陽町で申告

確定申告が必要な人

- ・給与所得者(アルバイト含む)で、2カ所以上から給与をもらっている人
- ・給与以外の所得金額が20万円を超える人
- ・事業所得、不動産所得などがある人
- ・給与の収入が2千万円を超える人

住民税申告が必要な人

- ・平成29年1月1日現在で、菊陽町に住民票があり、次に当てはまる人
- ・平成28年中に所得税はかからないが、何らかの収入があった人
- ・平成28年中に収入はないが、国民健康保険加入者または住民税の各種証明書が必要な人

※確定申告を税務署へ提出する人、

給与所得のみで職場の年末調整が済んでいる人、町内に住所のある親族の扶養になっている人は除きます。

申告に必要なもの

- ① 収入経費
- 源泉徴収票、支払証明書(原本)
- 農業、営業、不動産などの収入がある人は収支内訳書(収入金額と必要経費を記載したもの)
- ② 控除
- 社会保険料控除証明書または領収書(国民健康保険・任意継続保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療保険など)
- 生命保険料控除証明書など(生命・介護医療・個人年金・地震保険など)
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書(障害者控除を受ける人)
- 地震などに関連するやむを得ない支出金額が分かるもの、保険金などを受け取った場合は金額が分かるもの、家屋や土地の登記簿謄本など(雑損控除を受ける人)
- 医療機関の領収書・高額医療費、保険会社などの給付金額が分かるもの(医療費控除を受ける人)
- 前回の申告書の控え(持っている人)

菊池税務署で申告

- 株主などの譲渡所得・配当所得
- 先物取引に係る雑所得など
- 土地・建物などの譲渡所得
- 住宅ローン控除を初めて申告する人
- 消費税・贈与税の申告
- 準確定申告(平成28年中に亡くなった人の申告)

熊本地震による町税の減免

平成28年熊本地震により、全壊、大規模半壊などのり災証明書が発行された人を対象に、住民税や固定資産税、国保税の減免のご案内をお送りしています。地震による減免申請書の提出がお済みでない人は、早めに税務課まで申請書をご提出ください。
※町税の減免についてご不明な点がある場合は、税務課までお問い合わせください。



- ③ その他
- 印鑑(認め印で可)
- 本人の口座番号が分かる通帳など
- マイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード、通知カードなど)